

令和5・6年度新居浜市入札(見積)参加資格審査申請書提出要領 【建設工事、測量・建設コンサルタント等】

令和5・6年度に新居浜市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の契約の入札（見積）に参加を希望する方は、下記の要領により申請書及び添付書類を提出してください。

なお、この申請に係る資格は、入札（見積）に参加することができる資格であり、これをもつて必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。

1 提出期間 令和4年11月14日（月）～令和4年12月9日（金）

※郵送の場合は、令和4年12月9日（金）**消印有効**とします。

信書便の場合は、令和4年12月9日（金）**通信日付印有効**とします。

2 提出先 新居浜市役所4階 総務部契約課（電話0897-65-1221）

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

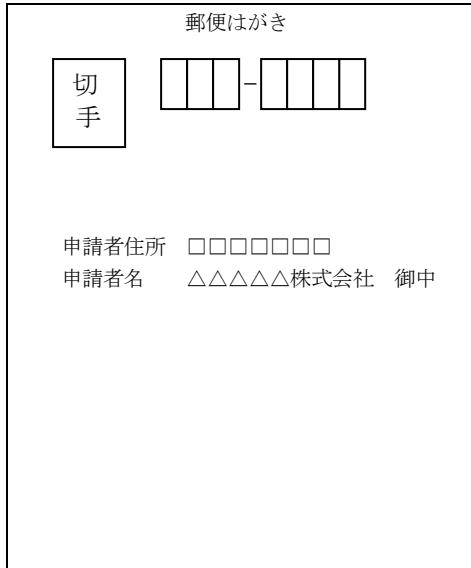
3 提出方法 郵送又は信書便による提出

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則、郵送又は信書便による提出をお願いします。

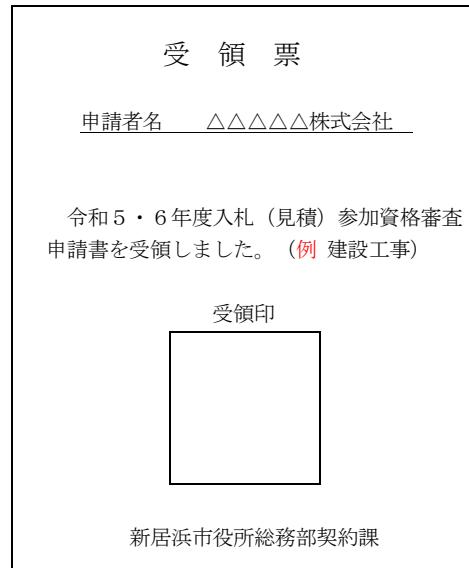
- (1) 申請書類は、1法人1申請とします。本社と支店等で重複して申請はできません。
(2) 必ず封筒に「入札（見積）参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。また、申請書類の受領確認が必要な場合は、次の見本のとおりに返送先の宛名等を記入した郵便はがきを添付してください。なお、申請書類の到着確認についてのお問い合わせにはお答えいたしません。

◆ 受領票はがき見本

受領票はがき表面



受領票はがき裏面



4 有効期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

5 提出書類 **※別紙「提出書類一覧表」を熟読の上、提出してください。**

(1) 市内建設事業者（新居浜市内に本店を有する業者）・・・指定様式

建設工事市内業者用「記載要領」を参考に記入してください。

(2) 市外業者（新居浜市外に本店を有する業者）及び市内の測量・建設コンサルタント等業者・・・国土交通省地方整備局の定める様式準用

- ① 申請様式は、新居浜市契約課ホームページ（アドレス <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/keiyaku>）→「申請・届出」→「令和5・6年度新居浜市入札（見積）参加資格

審査申請について」に掲載しています。

② 建設工事（市外業者）はA4黄色（またはオレンジ）のファイル、測量・建設コンサルタント等はA4ピンク色のファイルの表紙及び背表紙に申請者名を記入したものに、書類番号順に綴って提出してください。指定の色と異なったファイルで申請された場合は受付しません。

6 資格通知 入札参加資格の認定をした旨の通知はいたしません。市から入札参加資格の認定をしない旨の連絡がない限り、認定されたものとご理解ください。
入札参加資格の認定等のお問い合わせにはお答えいたしません。

7 資格要件 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格審査申請をすることができません。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 次の各号に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ⑦ ①～⑥に該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 役員、代理人、支配人その他の使用人が、新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第2条第3号に規定する暴力団員等である者。
- (4) 入札参加資格審査申請時に新居浜市に納付すべき市税等の滞納がある者。
- (5) 入札参加資格審査申請時に国に納付すべき法人税（個人経営の場合は所得税）及び消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (6) 建設工事に関し、申請をしようとする建設工事の種類について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者。
- (7) 建設工事に関し、申請をしようとする建設工事の種類について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない者。
- (8) 建設工事業者で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者。ただし、加入義務のない者は除く。
- (9) その他法令の規定により当該営業に必要な許可、認可等を受けていない者。

8 留意事項

- (1) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者は、資格を承認しない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に市税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで、入札（見積）参加の対象とならないことがあります。
- (2) 申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡しますので指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録出来ないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。
- (3) 契約締結権限等の委任については、全権委任のみとし、一部委任は認めません（全権委任又は本社登録のいずれかになります）。また、委任状に記載している委任事項の訂正はできません。

9 その他

- (1) 新居浜港務局及び新居浜市上下水道局への申請は不要です。 (一括申請です。)
- (2) 提出期間終了後の随時申請受付は 令和5年4月1日から行いますが、「建設工事（市内・市外）」の資格有効期間開始日は「受付日の翌々月の1日」からとなりますので、ご注意ください。

10 申請後に必要な手続き

- (1) 変更届出書の提出

申請書の提出後、申請内容（商号又は名称、所在地、電話・FAX番号・メールアドレス、代表者、受任者、印鑑、インボイス登録等）に変更があったとき、営業所を廃止したときは、すみやかに必要書類を添えて変更届出書を提出してください。

※ 事業所の合併若しくは分割等により、その資格を継承した場合は別途手続きが必要ですので、新居浜市契約課までご連絡ください。原則、合併先・資格継承先が未登録の場合は、合併先・資格継承先の新規登録申請書類一式・現登録業者は変更届（合併による変更内容記載）、合併契約書の写し・営業譲渡を証明する書類の写し等の提出が必要です。

- (2) 辞退届の提出

申請書の提出後、廃業やその他の理由により入札参加資格の全部又は一部を辞退する場合は、変更届出書にその旨を記載のうえ、直ちに提出してください。

（資格全部辞退の場合、変更事項 → 「○○のため登録辞退」）

- (3) 「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の提出

最新の通知書が届き次第、写しを提出してください。変更届出書の提出は不要です。